

17. 特別警報、暴風警報発令時及び公共交通機関運行休止時の全学共通科目に係る授業・試験について

(1) 休講等の措置について

本学では「京都大学における災害等に伴う休講等の措置等に関する取扱要項」を定めており、災害又は不測の事態が発生した場合、学生の安全確保のため全学共通科目（全学共通科目でかつ学部科目でもある科目を含む）の授業及び定期試験の実施については以下のとおり取り扱います。

なお、そのような事態が発生した（あるいは想定される）場合、可能な限り京都大学及び国際高等教育院 Web ページや学生用メールへの通知等で休講等の措置を周知します。

① 気象等又は交通機関の運休による休講等の措置について

次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合、別表に定めるところにより、授業休止又は定期試験延期の措置をとります。

- (1) 京都市又は京都市を含む地域に気象等に関する特別警報又は暴風警報（以下「気象警報等」という。）が発表された場合
- (2) 京都市営バスが全面的に運休した場合
- (3) 次の3つ以上の交通機関が全面的に又は部分的に運休した場合
 - ・ JR 西日本（京都線、琵琶湖線、湖西線、奈良線及び嵯峨野線）
 - ・ 阪急電鉄（河原町駅～梅田駅間）
 - ・ 京阪電鉄（出町柳駅～淀屋橋駅又は中之島駅間）
 - ・ 近畿日本鉄道（京都駅～大和西大寺駅間）
 - ・ 京都市営地下鉄

<別表>

1・2時限の授業及び定期試験の取扱い

状況	授業及び定期試験の取扱い
午前6時30分の時点で(1)～(3)のいずれかに該当する場合	1・2時限は、休講等の措置をとる。
午前6時30分から午前8時45分までの間に(1)～(3)のいずれかに該当することとなった場合	
午前8時45分から午前10時30分までの間に(1)～(3)のいずれかに該当することとなった場合	2時限は、休講等の措置をとる。 1時限の授業及び定期試験はそのまま続けるが、学生の安全確保上緊急を要すると認められる場合は、1時限の途中からでも休講等の措置をとる。
午前10時30分から午前12時00分までの間に(1)～(3)のいずれかに該当することとなった場合	2時限の授業及び定期試験はそのまま続けるが、学生の安全確保上緊急を要すると認められる場合は、2時限の途中からでも休講等の措置をとる。

3・4・5時限の授業及び定期試験の取扱い

状況	授業及び定期試験の取扱い
午前6時30分から午前10時30分までの間に(1)～(3)のいずれにも該当しなくなった場合	3・4・5時限は、授業等を実施する。
午前10時30分の時点で(1)～(3)のいずれかに該当する場合	3・4・5時限は、休講等の措置をとる。
午前10時30分から午後1時00分までの間に(1)～(3)のいずれかに該当することとなった場合	
午後1時00分から午後2時45分までの間に(1)～(3)のいずれかに該当することとなった場合	4・5時限は、休講等の措置をとる。 3時限の授業及び定期試験はそのまま続けるが、学生の安全確保上緊急を要すると認められる場合は、3時限の途中からでも休講等の措置をとる。
午後2時45分から午後4時30分までの間に(1)～(3)のいずれかに該当することとなった場合	5時限は、休講等の措置をとる。 4時限の授業及び定期試験はそのまま続けるが、学生の安全確保上緊急を要すると認められる場合は、4時限の途中からでも休講等の措置をとる。
午後4時30分から午後6時00分までの間に(1)～(3)のいずれかに該当することとなった場合	5時限の授業及び定期試験はそのまま続けるが、学生の安全確保上緊急を要すると認められる場合は、5時限の途中からでも休講等の措置をとる。

②地震による休講等の措置について

本学では、吉田キャンパス、宇治キャンパス及び桂キャンパスを含む地域で震度6弱以上の地震が発生した場合、当分の間、休講等の措置をとります。

③国際高等教育院長の判断による休講等の措置について

1、2のほか、国際高等教育院長が学生の安全確保のため必要があると判断した場合、全学共通科目の授業等について休講等の措置をとることがあります。

(2) 特別警報、暴風警報発令、公共交通機関運行休止等で授業が休講等になった場合

- ・ 授業が休講のために補講が行われる場合は、掲示等でお知らせします。
- ・ 試験延期の場合は、延期当日を含めた3日以内に掲示等で指示します。
- ・ (1) ①「気象又は交通機関の運休による休講等の措置について」に挙げる(1)～(3)のいずれかが発生した日がレポートの締切日となっている場合は、原則として1日の期限延期の措置を取ります。ただし、別途指示がある場合もありますのでKULASISの通知等に注意してください。

(3) 通学が困難な場合の救済措置

上記(1)による休講等の措置をとらない場合であっても、次のいずれかに該当する事態が発生したことにより全学共通科目の授業等に出席できなかったときは、救済措置をとることがあります。

ただし、対象となるのは欠席したことが成績評価に直接結びつく授業のみです。

救済措置を希望する場合は、当該事態の確認のために必要な関係書類を添えて「授業欠席届」を全学共通科目学生窓口へ提出してください。（「授業欠席届」は全学共通科目学生窓口で配付します。）

申し出が受理された場合、授業担当教員へ報告いたします。

- (1) 居住地を含む地域における震度6弱以上の地震の発生
- (2) 居住地を含む地域における避難指示（緊急）又は避難勧告の発令
- (3) 居住地を含む地域における気象警報等の発表
- (4) その他居住地を含む地域又は通学経路における前3号に準ずる災害等の発生

18. 地震等の発生時の避難方法について

吉田南構内の各教室に避難経路の案内図を設置しています。

(1) 地震の発生時の対応

吉田南構内の講義室はすべて耐震基準を満たしており、倒壊又は崩壊する可能性は低く、慌てて建物の外へ出る必要はないので、大きな揺れが収まった後、教員等の指示に従い落ち着いて行動してください。また、屋外に避難する指示が出た場合は、吉田南構内グラウンドに避難してください。教員等の指示が出るまでの間、勝手な行動は慎んでください。

(2) 火災発生時の対応

各教室の教員の指示に従ってください。避難指示が出た時には教員の指示に従い建物外に出て吉田南構内グラウンドに避難してください。

なお、誤って火災報知器を作動させた場合は、直ちに全学共通科目学生窓口まで知らせてください。

19. 学内ネットワークへの接続について

吉田南構内の教室等には学内無線 LAN (KUINS-Air) のアクセスポイントが設置されており、皆さんが保有するノートパソコンをネットワークに接続できる環境が提供されていますので、学習に役立ててください。

ネットワークの利用にあたっては、ID・パスワードの適切な管理やコンピュータウイルス対策等の情報セキュリティに注意を払わなければなりません。情報環境機構ウェブサイトに掲載されている学生のための情報環境活用マニュアル <http://www.iimc.kyoto-u.ac.jp/ja/services/ecs/support/tebiki.html> などを参考に、適切に学内ネットワークを利用してください。